

多摩市地域自立支援協議会 令和5年度第7回 会議録

日 時	令和6年1月29日（水） 18:30～20:30	場 所	多摩市役所本庁舎 301・302会議室
出 席 者 （ 敬 称 略 ）	委員 ※敬称略	荒井、市川、植草、大石、折笠、角川、佐藤、瀬尾、登坂 藤吉、中原、松澤、山本、吉井 WEB参加：川辺、野路	
	障害福祉課 （事務局）	平松、平林、仙北屋、相良、上野、榎本	
欠 席 者	委員 ※敬称略		
記 録 者	事務局		
項 目	<p>開会</p> <p>1 多摩市障がい者基本計画等について【資料2～5】</p> <p>2 地域生活支援専門部会における検討状況について（報告）【資料6】</p> <p>3 その他</p> <p>閉会</p> <p>○ 配布資料</p> <p>【資料1】委員名簿</p> <p>【資料2】計画原案</p> <p>【資料3】パブリックコメントに対する市の考え方について</p> <p>【資料4】概要版（案）</p> <p>【資料5】わかりやすい版（案）</p> <p>【資料6】令和5年度第3回地域生活支援専門部会における検討状況について（報告）</p> <p>当日配布 次第</p>		

詳細

<p>1 多摩市障がい者基本計画等について</p> <p>【資料2】計画原案</p> <p>【資料3】パブリックコメントに対する市の考え方について</p>	<p>～開会～</p> <p>事務局より資料2 第4章について説明。 以下。●は委員からのご意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・46ページ「(6) 虐待の防止の推進」の3行目「迅速かつ適切に対応します」この網掛けは変更した箇所か。表現的にはこれでいくべきだと思うが、虐待防止には、施設単位でいえば現場の透明性の確保が大切だと思っている。そのために、法律で通報の促進が課せられているところだが、通報した挙句に、例えば「そんなことで通報レベルじゃないでしょう」というような結果が返されたりしては、通報損という感じがあり、虐待防止に繋がらないと思う。迅速かつ適切は良いが、さらに通報した人、内部から施設のフィルターを越えて届いた声をもう少し丁寧に、大事に対応していただきたい。計画の中に盛り込んでいただくか、さらに丁寧にという文言を出していただくか、そんなお願いをしたい。 <p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おっしゃる通りだと思う。虐待の通報をされた方も守られるのが前提にある中で、昨今の事情などを踏まえて、障害福祉課を中心として取り組むという文言を、迅速かつ適切に対応するということで記載させていただいた。今いただいたご意見も踏まえ、文言としてはこれに含まれているところと思いつつ、考えていきたいと思う。 ・通報への対応を比べると、区市町村によっては、まず「通報ありがとうございます」と窓口で言ってくれるところもある。通報にはとても勇気がいることなので、是非多摩市でも通報を促進できるような対応をお願いしたい。 ・49ページ「(4) 教育と福祉の連携の強化」の部分について、4行目の「特別支援教室及び通級指導学級」という表記があるが、通級指導学級が改称して特別支援教室になって、各学校に設置されているという制度になっていると思う。確認して表記を正しいものにしていただきたい。 ・「特別支援学級、特別支援学校といった多様で柔軟な仕組みの整備に努めます」となると、多摩市は特別支援学校をつくるのか？と思ってしまう。特別支援学校というのは都立の学校なので、ここは一緒にしないほうがいいと思う。 ・2行目、「障がいのある児童と障がいのない児童が同じ場でともに学び・・・心のバリアフリーを進める」ということだが、都の制度で副籍制度というのがある。特別支援学校に通っている子どもが、地域の従来通うべき小・中学校に副次的な籍を置くという
---	--

制度を都が推進している。これは都の事業だが、地域の子どもということで、「都立の特別支援学校と連携し、副籍制度の十分な活用をもって心のバリアフリーを進める」というような文言がわかりやすいと思った。

- 副籍制度について、私たちが市役所とすり合わせながらやったところがあるが、多様で柔軟な仕組みという中に副籍などいろいろ含めて、実際に教育のほうとも話をさせていただいた。これについてはまた事務局からもご意見をいただきたい。
- 心のバリアフリーというのも、通常学級に通いたいお子様も、委員のおっしゃった副籍制度も全部含まれていると考えている。教育課、障害福祉課とすり合わせたものなので、補足があれば事務局からお願いしたい。

【事務局】

- 通級指導学級は、ことばの教室という通級をやっておりその表現である。整備に努めるというところに特別支援学校も入っているのは違和感があるというご意見だが、この、整備に努めますのところの選択肢として学校を入れさせていただいているという趣旨だ。

【事務局】

- 福祉として、全体として心のバリアフリーが必要だ。ハードのところは下に書いてあるが、その視点が抜けているのではないかとということで付け加えたところになる。副籍制度を載せるかどうかは事務局でも確認して、場合によって関係各所と調整しながら検討したいと思う。

- 通級指導学級、ことばの教室についてはわかった。副籍制度という文言が入ると、意味が狭められることがあるので、そこは事務局にお任せしたいと思う。

- 54ページ「(2) わかりやすい情報提供の推進」について、お正月に石川で大地震があったそのときに、やはり困った人がいると聞いている。情報は音の場合が多く、宣伝車などもあるが、耳が聞こえないと発災時には簡単に情報をもらえない。災害が起きたとき、地域の手話がができる人や手話通訳者も被災者になるので活動できない。そんなときの情報入手手段がわからない。この文言は改めて仕方ないとしても、情報提供の方法を工夫して、災害時のシミュレーションなどもしていただければと思う。
- 聴覚障がい者にとって、目で見える文字の情報が少ないため情報を得る手段は限られている。聴覚障がい者の情報アクセシビリティについてもご検討いただければと思う。地震発生時に震度いくつであるとか、そういう情報も得られるような方法を検討した

だければと思う。

【事務局】

・災害時の対応には非常に様々な課題があるが、やはり情報を入手するところは特に喫緊の課題であると思う。55ページ（4）にも「要配慮者に対する防災情報の収集伝達体制や避難支援体制の整備を推進します」等、市としてもこの部分の課題は大きいものと認識している。手話言語条例等の制定の検討を進める中で、聴覚障害のある方だけでなく、情報伝達に不安のある方のための情報提供・伝達についても考えていかなければならないと思っている。

・教育と福祉に関連した内容で、今、学校に定期的に通えておらず孤立しているお子さんたちも多くいる。そのお子さんたちのことを考えると、学校だけに仕組みがあるというかたちではなく、仕組みの中に適応指導教室やフリースクール、在籍していても実際通えていなくて家にいる等の方々も巻き込んで対応していく必要があるので、どこかにそういった視点を入れていただいたほうが良いと思う。

【事務局】

・在宅の方も含めた支援について、市では検討している部分もあるがなかなか計画に載せられていない状況だ。記載できるかも含めて関係各所と調整したいと思う。

・50ページ（3）の「高齢化、親亡き後の生活への支援体制の構築」という流れを受けて、51ページの一番上のところ「従来利用してきたサービスの種類や個々の障害特性を踏まえた」ということで支援に変えていくわけだが、潜在的なニーズのようなものを拾い上げることも必要になるのではないかと。サービスを提供するだけでなく、そのサービスで網羅されているか考え、潜在的なニーズを拾い上げることが施策の中に入ってくると良いのではないかとと思う。

【事務局】

・高齢化、親亡き後の支援体制の構築というところで、従来利用してきたサービスで様々な行き届いていない方々への支援を検討してほしいということだと思う。44ページ施策1「（1）相談窓口の充実」の部分、3段落目などで、「『ひきこもり』など生きづらさを抱えている方や、子どもや若者が家族のケアを担っている『ヤングケアラー』など支援を必要としながら、支援が行き届かない人の発見に努め、必要な支援につなげます。」と記載しており、従来なかなか支援が行き届いていない方への支援につなげていきたいということで今回から新しく記載しているところだ。

・そこは、前段に書いてあるが「ひきこもり」「ヤングケアラー」という属性に焦点を当てたものと思った。親御さんもお子さんも高齢になるので、対象とする人をひきこもり、ヤングケアラーと限定せずに全体的に意見を吸い上げることが良いのではないかなと思ったのでお話をさせていただいた。

・相談支援の充実のところ、中にはそもそも相談がうまくできない人がいる。支援が行き届かない人の中に含まれるのかもしれないが、そもそも相談に行くことができない人への支援についてもどこかに載っていると良いと思う。

【事務】

・高齢の方は複合的な課題を抱えているため、新しい制度をつくることも必要になってくると思う。従来の支援が行き届きにくい方というご意見についても、45ページ「(3) 関係機関の連携、情報共有による総合的支援」の中で複合的な課題を抱えている方という部分に記載しているところになる。

・51ページ「社会の変化にあった障害支援の実施」についても、変化に合わせて取組を検討していくという趣旨で書かせていただいているところだ。この部分を基礎としながらも、皆様からいただいた意見を精査して検討していきたいと思う。

・56ページ「(6) インフォーマル活動への支援、連携の強化」に関連して、良い取組があったので紹介したい。多摩市でリカバリーカレッジのプレ講座が始まっていて、4月に本格的に開講される予定だ。イギリスでは行政からお金がついて各地でメンタルヘルスの講座が行われているが、日本でもそれが始まっていて、福岡、名古屋、この辺では立川、三鷹でリカバリーカレッジをやっている、多摩でもそのプレ講座が始まっている。先日つむぎ館の4階会議室で30名ぐらいで開催されたが、本当に様々な立場の方が参加されていた。当事者の方も多かったが、市民の方もいて、子育て中でお子さんがひきこもりの方は本当に勇気をもったと言っている人もいたり、病棟から来たという人が「今日は迷っていただけけれど来てよかった」と言って病院に帰って行かれたり、退院された方が受付をしていたり、病院からもちょうど良い距離で地域移行にもつながるような素晴らしい場だと思った。このようなインフォーマルな活動に可能性を感じたので、是非行政の方のご理解や、予算を付けるなどの取組に着目していただき、ご理解いただけたらうれしい。

・オンライン参加している側が見ている事前配付の資料と、当日机上配布の資料のページ数が全然違うので探すのに苦労している。表題などを細かく話していただけ

るとありがたい。

- 大変申し訳ない。委員の皆様、ページ数と表題を明確にしてご意見をお願いしたい。
- 施策5（3）「就労支援の充実」に関連して、今年4月からは週10時間から20時間を雇用率にカウントするという制度がスタートする。これは未定だが、今年6月には週10時間から20時間も雇用保険の対象にすることを国会で議論するということが12月の新聞に出ていた。10時間から20時間で働くとなると、多くの方が障害者雇用で働ける方向になってくる。そうなったときにB型を利用している方たちがかなり動き出すのではないかとということで、障害者雇用率を達成するために、4月から企業を直接支援する事業がスタートする。この就労支援の充実の中には踏み込んだ内容を入れたほうが良いのではないかと。多摩市のチャレンジ雇用でも10時間から20時間の特定短時間の雇用をやっていくことが決まっておられると認識しているが、大きな制度改正のことに触れず、従来通りのコメントになっているのが気になった。

【事務局】

- 最新の動向については市でも把握しながら、ハートフルオフィスの制度改正も含めて具体的な検討に取り組んでいるところだ。一方で、まだ市の予算の成立を待っているところで、それ以外にも報酬改定等も予定されており、どこまで踏み込んだ記載ができるか、今いただいたご意見も含めて検討する中で、次回までにお示しできるころがあれば、またご紹介したいと思う。

事務局より資料2 第5章について説明。

- 就労選択支援事業については、基本的にB型を新たに利用する方と、特別支援学校を卒業される方は選択支援事業を優先的という方向で国から話をされていると思うが、多摩市の計画人数を見ると非常に少ない。ある自治体では、人口十数万で、利用者数が年間100～150という実数で話をしていた。B型を年間利用される方が多いのではないかとということと、特別支援学校については1～3年生どの段階でもやっていいと聞いており、3年生のギリギリでやるということではない方向で国のほうは話をしている。就労移行支援事業所が多摩市にないという問題についても、実は就労移行支援事業所の指定について、今まで20人定員だったのが、来年4月には新設10人以下になるということも聞いている。そういった点では、10人の就労選択支援事業と、就労移行支援などを複合的に実施するような事業所をつくっていくなど、そういうことを考える時期ではないかと思っている。参考情報だが、就労アセスメントの見込みは足りな

いかなと思っている。

【事務局】

・厚生労働省と子ども家庭庁で検討が進められている報酬改定の検討チームの中で、就労選択支援の少し詳細な報酬など少し要件が見えてきたところだ。ただ、今出せる情報として就労アセスメントの数値を基に設定しているところなので、これをどのぐらいまで伸ばすべきか。いわゆる直Bといわれるような対象者も支給決定を出される中で、どこまで伸ばせば良いかという適切な設定の仕方が見えてこないところがある。委員にはご相談に乗っていただきながら、要件設定について妙案があれば教えていただきながら改めて検討できればと思う。一方で、この数値は市として根拠が示せる数字という意味で設定しており、特にひとり歩きするような数字ではない。各委員においても同様にそこをご理解いただいた上で検討ができればと思う。

・相談支援の充実について、計画相談事業の単価が安いために事業所が増えなかったり、少しずつ閉所していくところが増えてきている。国のほうも協働体制を取っても良いのではないかとということで、同じ事業をやっている事業所で協働体制をとってやっていくと、その分報酬単価が上がる。重度の方の受け入れや、ケース会議を一緒にやっていくなど、そういったことで協働体制をやるとお金が増える。その分やることは増えるが、メリットは大きいと思うので、持続可能な計画相談事業になるような、そういう記述がどうしても必要ではないかと思う。

・国のほうも、法人の協働運営に補助金を出そうということが今度の補正予算に出ている。これから急激な人口減少の中で運営をする中で、人を雇うのが大変な時代に、そういった地域連携の在り方について何か触れておく記述があっても良いのではないかと感じている。

【事務局】

・報酬改定検討チームのところで具体的にまだ報酬の単価等が示されていない中、今後どの程度計画相談事業所が拡充していくかというのは、事務局として、示されている内容では根拠がある数字を組み立てることは難しいところで、今ご質問いただいた計画値のところは、現行の仕組みを基に設定しているということでご理解いただければと思う。一方で、市としては特定相談支援事業者の拡充と支援については非常に重要な課題と認識している。第4章の「4-4 施策の展開」のページの施策1「相談支援の充実」、下部の「(2) 特定相談支援事業者の拡充とその支援」のところで、事業所の支援、拡充に向けた取組の記載を行っている。今おっしゃった協働の対応に係る記載は、まだ具体的に見えてきていないことも多く、明確な記載を行うのは難しいと認識しているが、ご理解いただきたいのは、市としても、今の事業者の数が十分であるとか、計画相談のニーズも含めて十分な枠組みになっているとは決していえないことは

認識しているので、今回の記載はこういった状況にあるということでご理解いただければと思う。

- 計画相談においては、何らか協働体制、特定相談支援事業所のネットワークをつくっていくなど、そのような文言はあっても良いのではないかと感じる。
- 80ページ、相談支援②の地域移行支援のところだが、病院でも地域移行に力を入れている。少なくとも地域活動支援センターで地域移行支援をやっていただけたら大変ありがたいと思っている。また、入院中の方の計画を立てていただくなど、その辺の協力体制を是非お願いできるとありがたいと思っている。
- 67ページ成果目標6「相談支援体制の充実・強化等」の「基幹相談支援センターの設置」の項目だが、目標が、令和8年度設置に向け検討となっている。次の68ページで「①基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化」というので件数が入っている。これはどういうことか。また、「ア」が「一」になっていて、「0件」と「一」の違いが何なのかわからない。これはどのように実施していく方向で件数が挙がっているのか教えていただきたい。
- 他でもあって、例えば59ページ成果目標3「3-① 地域生活支援の充実」でも、目標は「整備」と、数値目標になっていないが、61ページを見ると活動指標として数値化されているということがある。このような、目標に数値がない場合には活動指標の達成をもって目標達成とするのかというような、表の見方も難しい。全体的に説明を加えていただければと思う。

【事務局】

- 全体的な考え方として、この5-1の「国の基本指針に基づく成果目標」は、国の基本指針に則して確定するものとされている。成果目標についても、基本的にはすでに国から示されているものを目標として設定し、活動指標として設定するというつくりになっている。今ご質問いただいた成果目標6「相談支援体制の充実・強化等」について、多摩市としては、今、障害福祉課で相談支援機能として実施しているという整理になっている。そうしたことから、現時点では基幹相談支援センター自体の設置はしていないが、機能としては実施しているという認識で、活動指標について書き込めるものについては書き込んでいるというかたちになる。ただ、おっしゃった「一」と「0人」の違いについては、確かに実質0件ということになるので、事務局で再度検討したいと

<p>【資料4】概要版（案）</p> <p>【資料5】わかりやすい版（案）</p>	<p>思っている。</p> <p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> 59ページの「地域生活支援の充実」や「地域生活支援拠点等の目標」、60ページの「活動の指標」も先ほど事務局からご紹介した通り、国の指針に応じた記載ということで、令和8年までに整備を目指すという記載をしている。60ページの「活動の指標」については説明がわかりづらくて恐縮だが、多摩市の地域支援生活専門部会で検討を行う中で、各部会の委員と議論をしながら、令和8年の整備に向けどういった取組を行っていくのかという議論を別に行っているところで指標を設定しており、それについてご理解いただけると幸いです。 <p>事務局より資料3について説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> 先ほどの成果指標の目標で意見のあったようなもう少しわかりやすいような内容、「これは国のもの、こちらは市のものだから入っている。」といった説明があるとわかりやすくなるのではないかと思ったもので、その見方等も含めてご検討いただけると、障害の有無にかかわらず計画の内容を理解できるのではないかと思った。時間の都合で申し訳ないが、以上である。 <p>事務局より資料4、5について説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「わかりやすい版」について、知的の人にとって難しい言葉がないかチェックをしているところだ。それが確認できたら直してほしい。 132ページの計画の概要、計画の位置づけの部分、吹き出しの部分、字が途切れている。「この計画は、多摩市の総合計画・地域福祉計画というおおきな計画のもとで」で止まっているのが気になった。 漢字にするものとひらがなにするものの違いは何か。例えば障がいという字をひらがな表記しているところと漢字で表記しているところがあるので、どういう判断をしているのか知りたい。 <p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> 132ページの吹き出しの部分については失礼した。これについては「大きな計画のもとでつくっています」という記載になっている。 「わかりやすい版」では「しょうがい」とひらがなにできるところはひらがなに統一し
---	---

ている。ただ、統一できていない部分があるので、もう一度チェックしたいと思う。

事務局より事務局より資料3の表紙について説明。

- 表紙は何色なのか。

【事務局】

- 表紙も裏表紙も薄いオレンジ色の背景になっている。文字は薄い緑色となっている。

- イラストを描いてくださった方のお名前は入れないのか。またはご本人の意向なのか。

【事務局】

- 意向についてまだ確認していないが、ご意向があれば追加するか検討していきたいと思う。

- 以上で、本日のメインの「多摩市障がい者基本計画等について」の議論は終了したが、全体を通してまだ言い忘れたこと等あればご意見を伺いたい。

- 例えば、A型事業所を設置できるように東京都に働きかけるといいますが、それは現実的だろうかという感じがした。短期就労をどんどんやっていく中で、果たしてA型事業所を設置することが本当にできるのかということと、利用者にはその違いがわかりにくいことがあるので、働きかけるとは書いてあるが、あまり期待を持たせても仕方ない。この先、A型事業所もまた違う意味で様変わりするのかなと私は思った。

- 机上のページ数で最初の4枚を外すと、WEBで参加の人たちとページ数が合うのではないか。

- 先日権利擁護部会で「わかりやすい版」の、もっとわかりやすい表記にするような原案みたいなものを一部いただいた。それは今回の資料には反映されていないと思うので、そちらの資料をまたいただいた上で、自立支援協議会の委員の方にも見ていただき、比較検討の意見を皆さんに伺ったほうが良いかと思った。

- 4章50ページ「(3) 高齢化、親亡き後の生活への支援体制の構築」のところのグレ

ーになっている部分で、介護サービスとの線引きについての具体例を入れていただいたのは、こういった質問をご利用者様やご家族から受けることが多いので、非常に良いと思った。

- ・通所支援については、自立訓練や就労継続支援のサービスは引き続き障害福祉サービスを利用することが可能と明記されているが、生活介護を利用している方についての情報がないので、その情報が入っていると良かった。

【事務局】

- ・生活介護について、事務局の認識としては、いわゆる介護保険に相当するサービスが存在するということで整理されていると認識しており、今、生活介護についてここに示す予定はない。ご理解いただければと思う。

- ・自立支援協議会やほかの部会にオンラインで参加させていただくことがあるが、例えばチャットに新しい資料を上げていただくと同じ資料を共有できるので、もし可能であれば検討いただければと思う。

- ・A型事業所の設置について、現実的ではないかなという気もする。東京都はA型事業所をつくるには指定要件が相当厳しくなっている。最初から生産の収支が仕事として成り立っている企業でない限りは、新規の指定を東京都は認めていない。ある自治体ではその指定要件がないので、A型事業所が今7か所ぐらいできている。そのハローワークの障がい者雇用の7割はA型になっており、雇用がなくA型が多くあるエリアと同じ、またはそれ以上の状況になっている。多摩市の場合は東京都の指定要件なので、そういうところを誘致しないといけないが、逆にそのような生産活動ができる場所でないと誘致できないということになるかと思う。

- ・移行支援事業所については全国的に減少傾向に入っている。日本の企業の5社に1社は東京の企業で、日本の障がい者雇用は約62万人だが、その1/3は東京なのだ。ある意味、東京では働ける人は働いているという現状の中で、今後、B型から就職できる方が10時間から20時間で雇用できるという流れになるので、そういう点ではB型事業所さんとしては、障がい者雇用にどんどん人が流れていくということは普通に考えればわかる。移行支援事業所をつくるか否かというのは、10人定員で4月からはつくれるようになるという話を聞いているので、多摩市としては今後考えなければいけないことかと思う。

2 地域生活支援専門部会における検討状況に

事務局より資料6について説明。

<p>ついて（報告）</p> <p>【資料6】令和5年度第3回地域生活支援専門部会における検討状況について（報告）</p> <p>3 その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3月17日に、東洋大学赤羽台キャンパスで、「IPS全国研修会 東京大会」を開催する予定で、伴走型の就労支援の今後について、様々な方にご登壇いただき研修会を行う予定だ。最新の情報が得られるかと思う。また懇親会もあるので、よろしければお越しただけたらと思う。 ・ 170ページに「令和6年の上期に市として整備方針等に関する」とあるが、この整備方針等、できたら3月の段階でイメージを示していただければありがたい。 ・ 今日の資料に、ページ数が書いておらず探すのに苦労した。ページ数を書いていただければありがたい。 ・ 以上をもって第7回多摩市地域自立支援協議会を終了する。 ・ 次回は来月8回目の会議、2月20日火曜日18時30分から、またよろしく願いしたい。 <p>～閉会～</p> <p>以上</p>
--	---